

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆ 多久市議会定例会議案 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和元年6月4日 提出

多 久 市

目 次

ページ

議案甲第 19 号	多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 20 号	多久市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第 21 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例……………	5
議案甲第 22 号	多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例……………	10
議案甲第 23 号	西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について……………	14
議案甲第 24 号	水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例……………	16
議案甲第 25 号	財産の取得について……………	18
議案乙第 26 号	令和元年度多久市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 27 号	令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
報告第 1 号	平成 30 年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	20

報告第 2 号	平成 3 0 年度多久市土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	2 3
報告第 3 号	平成 3 0 年度多久市土地開発公社事業報告及び決算 について……………	2 5
報告第 4 号	平成 3 1 年度多久市土地開発公社事業計画及び予算 について……………	2 6
報告第 5 号	平成 3 0 年度公益財団法人「孔子の里」事業報告 及び決算について……………	2 7
報告第 6 号	平成 3 1 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画 及び予算について……………	2 8
報告第 7 号	平成 3 0 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業報告及び決算について……………	2 9
報告第 8 号	平成 3 1 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業計画及び予算について……………	3 0

議案甲第19号

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する
条例

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和33年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

選挙長	日額	10,600円
投票所の投票管理者	日額	12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円
開票管理者	日額	10,600円
投票所の投票立会人	日額	10,700円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円
開票立会人及び選挙立会人	日額	8,800円

」

を

「

選挙長	日額	10,800円
投票所の投票管理者	日額	12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円
開票管理者	日額	10,800円
投票所の投票立会人	日額	10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円
開票立会人及び選挙立会人	日額	8,900円

」

に改め、同表備考に次のただし書を加える。

ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て

るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長、投票管理者、開票管理者、立会人等の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第20号

多久市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例

多久市資金の積立てに関する基金条例（平成3年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

多久市森林環境 譲与税基金	森林の整備及びその促進 に要する資金として、次に 掲げる額を基金に積み立て る。 1 予算に定める額 2 森林環境譲与税の額 3 基金の運用から生ずる 収益	森林の整備及びその促進 に要する経費に充てるとき。
------------------	---	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、計画的及び継続

的な森林整備を行うための資金を積み立てる基金を設置するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 1 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する
条例

(多久市公民館施設使用条例の一部改正)

第 1 条 多久市公民館施設使用条例（昭和 5 5 年多久市条例第 1 4 号）の一部
を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市東原庁舎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 多久市東原庁舎の設置及び管理に関する条例（平成 3 年多久市条例第
2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市体育施設条例の一部改正)

第 3 条 多久市体育施設条例（平成 2 8 年多久市条例第 2 9 号）の一部を次の
ように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例（平成 1 2
年多久市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市社会福社会館条例の一部改正)

第5条 多久市社会福社会館条例(平成17年多久市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市ワーキングサポートセンター条例の一部改正)

第6条 多久市ワーキングサポートセンター条例(平成28年多久市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市駐車場条例の一部改正)

第7条 多久市駐車場条例(昭和44年多久市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市まちづくり交流センター条例の一部改正)

第8条 多久市まちづくり交流センター条例(平成26年多久市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市納所交流センター設置条例の一部改正)

第9条 多久市納所交流センター設置条例(平成26年多久市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市下水道条例の一部改正)

第10条 多久市下水道条例(平成16年多久市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市農業集落排水施設条例の一部改正)

第11条 多久市農業集落排水施設条例(平成15年多久市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 多久市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例(平成9年多久市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市西溪公園寒鶯亭設置条例の一部改正)

第13条 多久市西溪公園寒鶯亭設置条例(平成4年多久市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久ステーション南ハイツ駐車場条例の一部改正)

第14条 多久ステーション南ハイツ駐車場条例（平成18年多久市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「月額1,500円」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加え、「100分の108」を「100分の110」に改める。

（多久市水道事業給水条例の一部改正）

第15条 多久市水道事業給水条例（平成10年多久市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第16条 多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例（昭和41年多久市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第10条から第12条まで、第15条及び第16条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用又は利用の許可又は承認に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用又は利用の許可又は承認に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 第10条から第12条まで及び第15条の規定の施行の際、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金の算定方法は、第10条の規定による改正後の多久市下水道条例の一部を改正する条例、第11条の規定による改正後の多久市農業集落排水施設条例、第12条の規定による改正後の多久市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例並びに第15条の規定による改正後の多久市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第16条の規定による改正後の多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の規定は、施行日以後に使用する特別室の使用料又は施行日以後に作成する診断書、証明書、検査書若しくは検案書（以下「診断書等」という。）に係る手数料について適用し、施行日前に使用する特別室の使用料又は施行日前に作成する診断書等に係る手数料については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、使用料等を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 2 号

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

(多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第 1 条 多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成 5 年多久市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第 2 条 多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 9 条関係）

種別	取扱区分	単位	金額
ごみ処理手数料	定期収集運搬処分（可燃ごみ）	可燃ごみ袋（大）（1袋当たり）	37円
		可燃ごみ袋（中）（1袋当たり）	28円
		可燃ごみ袋（小）（1袋当たり）	14円
	定期収集運搬処分（不燃ごみ）	不燃ごみ袋（大）（1袋当たり）	28円
		不燃ごみ袋（小）（1袋当たり）	14円
	定期収集運搬処分（資源）	リサイクル袋（大）（1	28円

物)	袋当たり)	
	リサイクル袋 (小) (1袋当たり)	14円
定期収集運搬処分 (粗大ごみ)	1個当たり	300円の範囲内で市長が別に定める額 (証紙による支払とし1枚当たり28円)
自己搬入による処分 (家庭系廃棄物)	100キログラムまで	370円
	100キログラムを超え150キログラムまで	410円
	150キログラムを超える部分について50キログラムにつき (50キログラム未満は50キログラムとする)	140円
	粗大ごみ解体手数料 (タンス、ベッド等可燃物)	1個当たり 637円
自己搬入による処分 (事業系一般廃棄物)	100キログラムまで	700円
	100キログラムを超え150キログラムまで	900円
	150キログラムを超える部分について50	460円

		キログラムにつき（50 キログラム未満は50 キログラムとする）	
	一般廃棄物処理業者搬 入による処分	100キログラムまで	700円
		100キログラムを超 え150キログラムま で	900円
		150キログラムを超 える部分について50 キログラムにつき（50 キログラム未満は50 キログラムとする）	460円
し尿処 理手数 料	収集及び処分	18リットルごとに（1 8リットル未満は18 リットルとして計算）	186円
犬、猫 等の死 体処理 手数料	収集及び処分	1体につき	370円

備考 手数料の額は、上の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、ごみ処理手数料のうち、取扱区分が自己搬入による処分（家庭系廃棄物）、自己搬入による処分（事業系一般廃棄物）及び一般廃棄物処理業者搬入による処分並びに犬、猫等の死体処理手数料に係るものについては、その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとし、それ以外のものについては、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、前項第1号に規定する日以後に行うし尿処理に係る手数料について適用し、同日前に行うし尿処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、附則第1項第2号に規定する日以後に行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前に行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

消費税率及び地方消費税率の改定及びクリーンヒル天山の供用開始に伴い手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 3 号

佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって西佐賀水道企業団が解散すること、同年 4 月 1 日から佐賀市が佐賀西部広域水道企業団に加入すること及び共同処理する事務を変更すること等に伴い、佐賀西部広域水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により市議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

水道事業統合により佐賀西部広域水道企業団が、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団（小城市三日月町、同牛津町、同芦刈町及び白石町福富地区）の水道事業に関する事務及び佐賀市（佐賀市久保田町地区）の水道用水供給事業に関する事務を新たに共同処理するため、同企業団規約を変更する必要があるため、この案を提案する。

別紙

佐賀西部広域水道企業団規約の一部を変更する規約

佐賀西部広域水道企業団規約（昭和61年佐賀県指令60地第2976号）の一部を次のように変更する。

第2条を次のように改める。

（企業団を組織する地方公共団体）

第2条 企業団は、佐賀市、多久市、武雄市、小城市、嬉野市、大町町、江北町及び白石町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

第3条中「関係団体の水道用水供給事業」を「水道用水供給事業及び水道事業（関係市町が自ら行うものを除く。）」に改める。

第5条を次のように改める。

（議会の組織及び選挙の方法）

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、8人とする。

2 企業団議員は、関係市町の長をもって充てる。

第6条第1項中「関係団体」を「関係市町」に改める。

第9条第1項中「2名」を「2人」に改める。

第10条第2項中「関係団体の配分水量の割合」を「関係市町の協議」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議案甲第 2 4 号

水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(多久市水道事業の設置等に関する条例の廃止)

第 1 条 多久市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年多久市条例第 1 7 号）は、廃止する。

(多久市水道審議会条例の廃止)

第 2 条 多久市水道審議会条例（平成 2 5 年多久市条例第 1 9 号）は、廃止する。

(多久市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の廃止)

第 3 条 多久市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 4 3 年多久市条例第 1 8 号）は、廃止する。

(多久市水道事業給水条例の廃止)

第 4 条 多久市水道事業給水条例（平成 1 0 年多久市条例第 9 号）は、廃止する。

(多久市水道事業における布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の廃止)

第 5 条 多久市水道事業における布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 2 5 年多久市条例第 2 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

水道事業統合に伴い、関係条例を廃止する必要がある。

議案甲第 25 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年多久市条例第 3 号)第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

- | | | | |
|---|------------|-------------------------|-------|
| 1 | 購入する物品及び数量 | デスクトップ型パソコン | 30 台 |
| | | ノート型パソコン | 263 台 |
| 2 | 購入予定価格 | 37,869,984 円 | |
| | | (うち消費税 2,805,184 円) | |
| 3 | 購入の相手方 | 住所 佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7 | |
| | | 氏名 株式会社 佐賀電算センター | |
| | | 代表取締役 宮地 大治 | |

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 4 日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提案する。

議案甲第25号 【参考資料】

取得の明細

品名	型式	メーカー	数量	備考
【デスクトップ型パソコン】				
ESPRIMO D588/T(多機能モデル)	FMVD38001	富士通	30	OS (Win10Pro) 込み
Core(TM)i5-8500	FMCPRC0FN	富士通	30	
19型ワイド液晶ディスプレイ	VL-E20T-7	富士通	30	
8GB(8GBx1)(DDR4 DIMM)	FMCMEM0CC	富士通	30	
DVD-ROMドライブユニット	FMCBAY07H	富士通	30	
VGA変換ケーブル	FMCEXT021	富士通	30	
VGAポート追加	FMCEXT046	富士通	30	
USBマウス(光学式)	FMCPD03H	富士通	30	
リカバリデータディスク+ドライバズディスク+WinDVDディスク (Windows10 Pro 64bit版)	FMCRDD15J	富士通	30	
OADGキーボード(109キー/USB)	FMV-KB336	富士通	30	
【ノート型パソコン】				
LIFEBOOK A577/T	FMVA29001	富士通	263	OS (Win10Pro) 込み
8GB(4GBx2/DDR4 SDRAM)	FMCMEM0BM	富士通	263	
DVD-ROMドライブユニット	FMCBAY05T	富士通	263	
テンキー付キーボード(108キー、JIS配列準拠)	FMCKBD089	富士通	263	
USBマウス(光学式)	FMCPD01X	富士通	263	
リカバリデータディスク+ドライバズディスク+WinDVDディスク	FMCRDD16F	富士通	263	
【ソフトウェア】				
WinPro 10 Upgrd OLP NL Gov GOLP	FQC-09543	マイクロソフト	1	
Ghost Solution Suite License AC/GV 250-499 Devices	GSS-NEW-AG-250-500	シマンテック	293	
Ghost Solution Suite Subscription 新規 AC/GV 250-499 Device	GSS-SUP-AG-250-500	シマンテック	293	
Access 2019 OLP NL Gov GOLP	077-07242	マイクロソフト	20	
Office Standard 2019 Government OLP	021-10618	マイクロソフト	293	

報告第 1 号

平成 30 年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

平成30年度 多久市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						国支出金	県支出金	未収入特定財源			その他
								円	円		
2 総務費	1 総務管理費	定住促進事業	4,680,000	800,000			700,000		100,000		
		公害パトロール車更新事業	1,577,000	1,577,000					1,577,000		
4 衛生費	2 清掃費	地域振興対策事業	9,400,000	9,400,000					9,400,000		
		中山間地域総合整備事業	12,400,000	12,400,000		12,400,000			0		
6 農林業費	1 農業費	基礎整備促進事業 (大坪中原地区)	1,300,000	1,300,000			910,000		390,000		
		農業用施設整備事業	18,005,000	14,838,000			14,830,000		8,000		
		地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	60,000	60,000					60,000		
		農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	15,666,000	15,666,000			8,525,000		7,141,000		
		林道維持事業	1,450,000	1,450,000					1,450,000		
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	2,062,000	2,062,000		2,062,000			0		
		公共施設等適正管理推進事業	3,000,000	3,000,000				2,700,000	300,000		
8 土木費	2 道路橋りょう費	過疎路改良事業	13,443,000	12,275,000	36,000			9,900,000	2,339,000		
		社会資本整備総合交付金事業 (道路事業)	68,875,000	68,670,000	36,000		38,186,000	23,500,000	6,948,000		
		急傾斜地崩壊防止事業	25,239,000	25,239,000			12,369,500		12,869,500		
		社会資本整備総合交付金事業 (都市公園事業)	131,631,000	111,156,000		44,887,000	42,700,000	6,381,000	17,188,000		

報告第2号

平成30年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、平成30年度多久市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

平成30年度 多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				他
						国支出金	県支出金	地方債		
2	事業費	多久駅周辺 1 土地区画整理 事業	円 65,300,000	円 57,600,000	円	円	円	円	円 57,600,000	
	計		円 65,300,000	円 57,600,000					円 57,600,000	

報告第3号

平成30年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

報告第4号

平成31年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成31年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

報告第5号

平成30年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

報告第6号

平成31年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成31年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

報告第7号

平成30年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

報告第 8 号

平成 31 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及
び予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、平成 31 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び予算につ
いて別冊のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦